

裁判年月日 令和元年 9月11日 裁判所名 東京地裁 裁判区分 判決  
事件番号 平30(ワ)741号  
事件名 損害賠償請求事件  
文献番号 2019WLJPCA09118002

東京都大田区〈以下省略〉

原告 X  
同訴訟代理人弁護士 町田正男  
町田力

東京都葛飾区〈以下省略〉

被告 Y  
同訴訟代理人弁護士 赤瀬康明  
大西祐生  
同訴訟復代理人弁護士 上田真司

## 主文

- 1 被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する平成30年1月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを10分し、その3を被告の、その余を原告の負担とする。
- 4 この判決は、1項に限り、仮に執行することができる。

## 事実及び理由

### 第1 請求

被告は、原告に対し、550万円及びこれに対する平成30年1月25日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

### 第2 事案の概要等

本件は、原告が、被告に対し、原告の妻であるA（以下「A」という。）と被告の不貞行為により、原告とAの夫婦関係が破壊されたなどとして、不法行為に基づき、550万円及びこれに対する不法行為後の日である平成30年1月25日（訴状送達日の翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠又は弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実）

(1) 原告（昭和47年〇月〇日生）とA（昭和58年〇月〇日生）は、平成21年6月20日に婚姻し、原告とAとの間には、長男B（平成21年〇月〇日生。以下「長男」という。）と二男C（平成26年〇月〇日生。以下「二男」という。）が出生した（甲1）。

(2) 被告は、平成22年4月から、東京都大田区立の小学校（以下「本件勤務地」という。）に教諭として勤務していた（乙1）。

Aは、平成27年4月、育児休暇等から復職し、本件勤務地での勤務を再び開始した（乙1）。この際、被告は、Aの上司の立場にあった。

(3) 被告とAは、平成28年6月18日午後零時29分頃から午後5時50分頃までの間、大田区内のホテルに滞在し、不貞行為に及んだ（甲7）。

(4) Aは、平成29年5月上旬、二男とともに原告肩書地から出て、原告と別居した（原告本人）。

## 2 争点

本件における主たる争点は、不貞行為時の原告とAの婚姻関係の破綻の有無等（争点1）及び損害の額（争点2）の各点にある。

(1) 争点1（婚姻関係破綻の有無等）について

### ア 被告の主張

被告は、Aから、平成28年2月以降の協議の結果、原告が離婚に納得していることを聞かされており、同年6月18日には、原告とAとの婚姻関係は破綻していた。仮に、これが破綻していないとしても、被告は、過失なく、これが破綻しているものと信じていた。

### イ 原告の主張

原告とAの婚姻関係は、平成28年6月18日当時破綻はしていない。また、被告とAの不貞行為は、同日以前から行われた。

(2) 争点2（損害額）について

### ア 原告の主張

被告の不法行為によって、原告とAの夫婦関係やその子供を含む家庭生活が破壊され、原告は、著しい精神的苦痛を被った。その慰謝料は、500万円を下ることはない。

また、本件における弁護士費用相当額は50万円である。

### イ 被告の主張

否認し、争う。

## 第3 当裁判所の判断

1 証拠（甲3, 4, 5の1・2, 甲8, 12, 13, 乙1, 原告本人, 被告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(1) Aは、平成28年3月5日から同月6日まで、長男及び二男とともに、被告を含む教員仲間とのスキー旅行に行った。

被告とAは、同月12日頃、長男及び二男とともに、日帰りでスキーに行った。

(2) Aは、原告に対し、平成28年3月17日、離婚したい旨伝えた。Aは、その後

の原告との話し合いにおいて、養育費も不要なので離婚を受け入れてほしい旨伝えるなどした（原告本人）。

(3) 被告は、平成28年5月23日のほかに同年4月から6月にかけて、喫茶店でAの子を連れてAに会っていた（甲13、被告本人）。

(4) Aは、東京家庭裁判所に対し、平成28年8月、原告を相手方として、夫婦関係調整調停（離婚）を申し立てた。この調停事件は、同年11月、不成立により終了した（甲12）。

(5) 被告は、平成28年8月4日、その妻と離婚した（甲8）。

(6) 原告代理人弁護士は、被告に対し、平成28年8月22日付けで面談を申し入れ、被告代理人弁護士に対し、同年9月28日、Aとの不貞行為について、損害賠償を求める意思があることなどを通知した（甲3、4、5の1・2）。

(7) 被告は、平成29年4月、勤務小学校から他の小学校に異動した。

被告は、同年7月頃、Aから原告との別居を伝えられ、被告本人供述を前提にしても、その後、交際し、これを継続している。

## 2 争点1（婚姻関係破綻の有無等）について

(1) 上記前提事実及び認定事実によれば、Aは、遅くとも平成28年3月頃には原告との離婚を希望し、その後、その意思が次第に強固になっていることが認められるものの、原告に離婚の意思はなく、原告とAは、平成29年5月上旬まで継続して同居していたのであるから、平成28年6月18日の時点においても、婚姻関係が破綻していたということはいえない。

その他本件全証拠によっても、遅くとも同日以前に原告とAの婚姻関係が破綻していたと認めるべき事実を認めることはできない。

(2) また、被告は、過失なく原告とAの婚姻関係が破綻しているものと信じていたと主張し、被告本人は、Aから、平成28年3月に原告との離婚を考えているとの相談を受け、原告が家庭を顧みないなどの理由から夫婦関係をやっていく意味がないと言われたなどと供述するが、これを前提にしても、被告は、もっぱらAの言い分を聞いたにすぎず、平成29年5月上旬の別居事実を伝えられたのはその後であることなどに照らすと、原告とAの婚姻関係が破綻していないと信じたと認め得たとしても、これを信じるについて相当な理由はないものというほかないから、少なくとも被告の過失が認められ、これを覆すに足る証拠はない。

(3) そうすると、被告は、Aとの不貞行為により、原告の配偶者の夫としての権利を侵害したものとして、不法行為責任を負う。

## 3 争点2（損害額）について

(1) この点、原告は、平成28年6月以前から不貞行為があったと主張し、また、原告本人は、平成29年以降の被告とAとの交際も平成28年6月以前から継続したものであると供述している。

まず、平成28年3月頃には、被告が、Aと二人きりで会った事実を認めることができない（同月12日の日帰りによるスキー時も長男や二男が同行していた。）ことなどからすれ

ば、本件全証拠によっても、Aが原告に対し離婚を申し出た同月頃に直ちに不貞行為があったものとは認められない。

もつとも、上記前提事実及び認定事実に加え、証拠（甲7）から認められる平成28年6月18日時点における原告とAとの親密さの程度やホテルに入る前後の行動等をも併せ考えると、被告によるAとの不貞行為は、同日の1回のみであったとはおよそいえないのであって、その不貞行為は単なる1回行的な行為ではないものと認める（これに反する被告本人供述は信用できない。）。

一方、被告の本人供述によっても、被告とAが、平成29年7月頃から交際した事実が認められるが、上記交際と平成28年6月18日の不貞行為との連続性を認めるに足る的確な証拠はない（かえって、同日の不貞行為を知った原告は、調査会社の報告書（甲7）を示していないが、Aや被告に対し、同年8月以降、その交際について追及している（甲5の1・2、12）一方、平成29年4月の異動の半年前には、被告とAがホテルに行っているとの情報が勤務先に伝わっていたなどとする被告本人供述などにも照らせば、そのような状況の下で、交際を継続することは困難であったというべきである。）。

(2) 上記前提事実並びに上記1及び上記(1)の認定事実を前提に損害額を検討する。

本件は原告がいわゆる不貞慰謝料を請求する事案ではあるものの、別居したAに強固な離婚意思が認められ、不貞行為後に原告とAの婚姻関係は破綻状態に至っていること、上記(1)のとおり不貞行為が1回行的なものとはいえないこと、事後的で、かつ原告とAの別居後の事情であるとはいえ、被告が平成29年7月頃からAと交際していること、一方で、Aは平成28年3月には原告に離婚を申し出ていること、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、被告の不法行為により原告が被った精神的苦痛を慰謝するに足りる損害賠償額は、150万円をもって相当と認める。

そして、弁護士費用については、15万円を被告の不法行為と相当因果関係のある損害と認める。

#### 4 結論

以上により、原告の請求は、被告に対し165万円及びこれに対する平成30年1月25日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由がある。

よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第7部

(裁判官 遠田真嗣)

\*\*\*\*\*